

次のとおり制限付一般競争入札（事後審査）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及びみよし市契約規則（昭和42年規則第1号）第5条の規定に基づき公告します。

令和7年7月10日

みよし市病院事業管理者 成 瀬 達

記

1 競争入札に付する工事

- (1) 案件番号 第669号
- (2) 工事名 医療介護連携拠点施設整備工事（週休2日）
- (3) 工事場所 みよし市三好町地内
- (4) 業 種 建築工事業
- (5) 工 期 契約締結日の翌日から**令和9年3月29日**まで
- (6) 予定価格 **事後公表**
- (7) 工事概要

新築建築物

医療介護連携拠点施設 鉄筋コンクリート造2階建て

建築面積 1,496.79 m²

延床面積 2,417.94 m²

連絡通路 鉄骨造平屋建て

建築面積 95.52 m²

延床面積 93.63 m²

渡り廊下 鉄骨造平屋建て

建築面積 48.64 m²

延床面積 48.64 m²

上記に伴う建築工事、電気設備工事、機械設備工事 一式

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

当該工事は、特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）による**共同施工方式**とします。

共同企業体の入札参加条件は、構成員数を2者とし、「(2)代表構成員の入札参加資格」を満たす1者と、「(3)その他の構成員の入札参加資格」を満たす1者で自主結成することとします。

なお、出資比率は代表構成員を最大とし、各構成員の出資比率を30%以上としてください。

（各構成員が結成できる企業体の数は1とします。）

(1) 代表構成員及びその他の構成員となる者に必要な共通の要件

ア 代表構成員は公告日に**建築工事業**について、その他の構成員は公告日に**建築工事業、管工事業、電気工事業のいずれか**について、令和6・7年度のみよし市競争入札参加資格を有する者

イ 公告の日から落札決定までの間に、本市から入札参加停止の処分・暴力団排除措置を受けている期間がない者

(2) 代表構成員の入札参加資格

ア **愛知県内に契約先**を有する者

イ **建築工事業**について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の規定による**特定建設**

業の許可を有する者

ウ 申請日に、1年7ヶ月を経過しない審査基準日における経営事項審査の総合評価値通知書の「**建築一式**」の総合評価値が**1, 100点以上（最新）**の者

エ **平成22年度以降に、官公庁民間問わず病院（病床を20床以上有する病院に限る）の建築一式工事**について、元請として（JV工事の場合は構成員として出資割合が20%以上の場合に限る）、**延床面積1,500㎡以上の建築物**（JV工事の場合は出資割合で按分後の面積）の工事を1件以上引き渡しした実績を有する者

オ **建築工事業に係る監理技術者（専任で配置）又は建築工事特記仕様書1章3節に記載の特例監理技術者を契約時に配置**できる者

なお、落札者は、配置予定技術者調書（様式第2号の2-JV）に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること（契約締結予定日時点で配置できる者としてください。）

カ 出資割合が、構成員中最大であること

(3) その他の構成員の入札参加資格

ア **みよし市内に契約先（本店・支店・営業所）**を有する者

イ 建設業法による**建築工事業、管工事業、電気工事業のいずれか**の許可を有する者

ウ 申請日に、1年7ヶ月を経過しない審査基準日における経営事項審査の総合評価値通知書の「**建築一式**」、**「管」**、**「電気」いずれか**の総合評価値が**700点以上（最新）**の者

エ **令和2年度以降に、官公庁（国、国の機関、地方公共団体及び公社に限る。）発注の建築一式工事、管工事、電気工事のいずれか**について、元請として1件以上引き渡しした実績を有する者

オ **上記イの業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を契約時に専任で配置**できる者

なお、落札者は、配置予定技術者調書（様式第2号の2-JV）に記載した配置予定の技術者を当該工事に配置すること（契約締結予定日時点で配置できる者としてください。）

カ **みよし市内での営業年数が5年以上**の実績を有すること

3 入札参加申請について

(1) 入札種別

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）による**電子入札**で行います。

(2) 参加申請提出書類

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）から、以下の書類を提出してください。

※ 様式欄外に記載している添付書類については、事後審査で提出してください。

ア 一般競争入札参加申込書「様式第1号-JV」

イ 一般競争入札参加資格確認申請書「様式第2号-JV」

ウ 工事実績調書「様式第2号の1-JV」

※ 企業の工事実績を記載すること。（配置予定技術者の実績である必要はありません。）

エ 配置予定技術者調書「様式第2号の2-JV」

※ 「配置予定技術者の工事経歴」欄には技術者の工事経歴を記載してください。

（ただし、技術者の工事経歴は資格要件及び審査要件ではありません。）

オ 特定建設工事共同企業体協定書「様式第3号」の写し

カ 特定建設工事共同企業体委任状「様式第5号」

(3) 参加申請期間

令和7年7月10日（木）午前8時から

令和7年8月15日（金）正午まで

開庁時間：土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

(4) 紙入札を希望する場合

やむを得ぬ理由で紙入札を希望する場合は、みよし市工事等電子入札実施要領第13条第1項に基づき、紙入札参加承認願を提出してください。その後の入札手続きは、同要領に従って行ってください。

4 入札書に添付する書類

(1) 積算内訳書兼電子契約利用申出書

「積算内訳書兼電子契約利用申出書（医療介護連携拠点施設整備工事（週休2日））社名：」（添付のExcelファイル）に共同企業体名を加え、下記の内容を記入してください。

ア 積算内訳書

※ 「表紙」「工事内訳」「種目」「科目」のシートの内容をすべて記入してください。

イ 電子契約利用申出書

※ 電子契約を希望する場合は「電子契約利用申出書」のシートに記入してください。電子契約を希望しない場合は未記入としてください。

(2) 入札期間

令和7年8月19日（火）午前8時から

令和7年8月20日（水）午後5時まで

5 事後審査で提出する書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の内容を証する書類

(ア) 経営規模等評価結果通知書の写し

申請日の1年7ヶ月前の日以後の日を審査基準日とするもので最新のもの

(イ) その他の構成員の市内営業年数を証するもの

・その他の構成員が[市内本店]の場合

建設業法における許可証等又は法人市民税の税領収証書（直近5ヵ年分）の写し等

・その他の構成員が[市内支店・営業所]の場合

支店・営業所の専任技術者の出勤状況を証する書類（直近3ヶ月分）

支店・営業所の電気及び水道の使用量の状況を証する書類（直近3ヶ月分）

(2) 工事实績調書の内容を証する書類

上記2(2)及び(3)記載の資格要件の工事を施工し、引き渡しした実績を確認できる書類

（契約書の写し、工事概要の写し、工事完了を証明できる書類（検査合格通知書等）の写し）

(3) 配置予定技術者調書の内容を証する書類

・配置予定技術者に係る法令等による資格・免許等の写し

・配置予定技術者の雇用関係を証する書類

（社会保険標準報酬月額決定通知書、健康保険被保険者証等の写し等）

・監理技術者資格者証の写し（監理技術者資格者証を所持する者のみ）

(4) 提出期限及び提出方法

開札執行日午後3時までに総務課メールアドレス（keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp）に電子データで提出

(5) 紙の契約書を希望する時に提出する書類

使用印鑑届「様式第4号」

※ 上記(1)(2)(3)とは別に、みよし市役所総務課窓口にて**契約締結予定日の前日までに直接持参**のこと。郵送、ファクシミリ又は電子メールでの提出は受け付けません。

6 開札執行の日時及び場所等

- (1) 開札日時 **令和7年8月21日(木) 午前10時00分**
- (2) 開札場所 みよし市役所 5階 総務課(電子入札)

7 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問は、次により行います。

- (1) 質問の受付期間 **令和7年8月12日(火) 正午**まで
- (2) 質問の提出方法 **質疑書(みよし市入札者心得書(以下「心得書」という。)参考様式1)により、電子メール、ファクシミリ又は直接御提出**ください。電子メール及びファクシミリの場合は、提出した旨を電話でご連絡ください。
- (3) 質問の提出場所 みよし市役所総務部総務課(庁舎5階)
〒470-0295 みよし市三好町小坂50番地 電話 0561-32-8006(直通)
ファクシミリ 0561-32-2165 電子メールアドレス keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp
- (4) 回答 みよし市ホームページ「入札・契約情報」内において、回答が確定した質疑から随時公表します。また、一般競争入札参加申込書提出者のすべてに8月15日(金)以降、一般競争入札参加申込書に記載の電子メールアドレスあてに、電子メールで回答します。

8 契約条項を示す場所

みよし市役所総務部総務課(庁舎5階)において縦覧できます。

9 入札の方法

- (1) 入札は、心得書及びみよし市一般競争入札に関する事務取扱要領により行います。
- (2) 紙入札を希望する場合は、**代理人は委任状(心得書参考様式2)の提出が必要**です。(他社への委任は認めません。委任状様式はみよし市ホームページ「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。郵送、ファクシミリ又は電子メールによる入札は認めません。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の**100分の10**に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の**110分の100**に相当する金額を入札書に記載してください。
(※入札書記載金額は消費税及び地方消費税を除いた額で記入してください。)
- (4) 入札に際し提出された積算内訳書は、開示することがあります。
- (5) 入札執行回数は、初度入札を含め**3回**を限度とします。
- (6) **最低制限価格を適用**します。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
みよし市契約規則第11条の規定により免除します。
- (2) 契約保証金

当該入札において落札した者は、契約に当たって、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければなりません。ただし、銀行等（出資の受入れ、預かり金及び金利等の取扱いに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4号に規定する保証事業会社）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

11 落札者の決定方法

みよし市契約規則第14条に規定する予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者で、入札参加資格の確認の結果、入札参加資格を有していると認めた者を落札者とします。

12 契約

(1) 契約書作成の要否

必要です。電子契約を希望する場合は、上記4(1)イのとおりとしてください。

(2) 契約締結予定日

令和7年8月28日（木）

13 支払条件等

(1) 令和7年度の支払額は、**令和7年度末における工事出来高相当分の9割**とします。

(2) 令和7年度の工事出来高予定額は**273,534,000円**、支払限度額は**246,180,000円**とし、残額の支払いは令和8年度とします。

(3) みよし市工事請負契約約款第36条第1項の前払金の率は、**10分の4**とします。

(4) 令和7年度の**前払金**の支払限度額は、**(2)に定める令和7年度工事出来高予定額に、(3)で定める率を乗じて得た額**とします。

(5) 令和8年度の**前払金**の支払限度額は、**契約金額に(3)で定める率を乗じて得た額から、(4)で得た額を控除した額**とします。

(6) 令和7年度末における出来高が、令和7年度末までの出来高予定額(273,534,000円)に達していないときは、当該予定額に達するまで令和8年度の前払金を請求することができません。

(7) 中間前金払については、みよし市予算決算会計規則第71条第3項の規定によることとします。

(8) 部分払は1回/年度以内とします（みよし市工事請負契約約款第38条第7項は適用しません）。ただし、令和7年度末の出来高の確認による支払い、及び各年度の前払金を除きます。

(9) 部分払と中間前金払との併用はできません。

14 入札の無効

(1) 本公告に示した競争入札において、必要な資格のない者、虚偽の申請を行った者及び入札時点において、「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に掲げる資格のない者のした入札は、無効とします。

(2) 心得書第18条の規定に該当する入札は、無効とします。

15 その他

(1) 競争入札は、心得書に準じて執行しますので、心得書を熟読し、入札心得を遵守してください。

(2) 上記に定めるもののほか、必要な事項は、地方自治法施行令及びみよし市契約規則の定めによることとしま

す。

- (3) 工事の一部を下請けによる施工とする場合は、**できる限りみよし市内に本店を有する地元企業（以下、「地元企業」という。）を選定するよう努めてください。**下請発注に際しては、適正な価格で請け負わせ、下請け代金を適正な時期に支払う等、建設業法等の関連法令を遵守してください。また、資材、機械等の購入や借入れ等をする場合は、**できる限り地元企業から調達するよう努めてください。**
- (4) 本案件は**建設リサイクル法該当工事**です。契約にあたり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用並びに再資源化等をするための施設の名称及び所在地等について契約書に記載する必要があるので、関係書類を落札決定日の3日後までに工事担当課に提出してください。
- (5) 本案件は、みよし市公契約条例（令和5年みよし市条例第38号）第2条第2項に規定する**特定公契約**の対象となります。入札参加者はこのことを御確認の上、入札に参加してください。特定公契約においては、**事業者（受注者、下請業者、受注者・下請業者へ労働者を派遣する者）の労働者に対する「労働報酬下限額以上の賃金」の支払義務、「労働環境確認書」の提出義務、労働報酬下限額等にかかる労働者への周知義務**が発生します。詳細は、みよし市公契約条例の手引き等をご覧ください。
<https://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/soshiki/somu/soumu/11/253.html>
- (6) 本案件は**週休2日制工事**の対象となります。
- (7) 提出された各種書類については返却しません。

下請けを行う場合の地元企業の優先選定等に係る特記仕様書

（下請けを行う場合の地元企業の優先選定）

第1条 受注者は、本工事の一部を下請けによる施工とする場合は、できる限りみよし市内に本店を有する地元企業（以下、「地元企業」という。）を優先して選定するよう努めるものとする。

2 受注者は、前項の場合において、市外企業と下請契約を締結する場合は、市外企業を下請人として選定した理由を付した文書をみよし市民病院に提出するものとする。

（市内建設資材等の優先使用）

第2条 受注者は、建設資材を調達するにあたり、みよし市産品を活用するように努めるものとする。

2 受注者は、建設資材、機械等の購入や借入れ等をする場合は、できる限り地元企業から調達するように努めるものとする。

年 月 日

(あて先) みよし市病院事業管理者

所在地
名 称
(代表者)

市外企業選定理由書

みよし市民病院発注の下記工事において、下請事業者として市外企業を選定した理由は下記のとおりです。

記

1 工事名

2 理 由

「下請けを行う場合の地元企業の優先選定等に係る特記仕様書」について

- 1 特記仕様書で定める「下請けを行う場合の地元企業の優先選定」の規定の趣旨は、みよし市民病院が受注者の自由な協力を要請するものであり、受注者がみよし市民病院の要請に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。
- 2 特記仕様書で定める下請けを行う場合の地元企業の優先選定の規定における市外企業と下請契約を締結する場合の理由書提出の規定の趣旨は、みよし市民病院の調査を目的としていることから、みよし市民病院が受注者に対して、理由書に記載された内容について説明を要求し、又は理由書に記載された内容に基づいて不利益を課すものではありません。
- 3 特記仕様書で定める「市内建設資材等の優先使用」の規定の趣旨は、みよし市民病院が受注者の自由な協力を要請するものであり、受注者がみよし市民病院の要請に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。